

今回は前回の続きとして中国の労務管理の相談事例について連載していきたいと思っております。

Q4 中国では従業員は情報セキュリティに対する意識が低いし、転職も頻繁だといわれますが、企業の営業秘密や技術情報の従業員による不正流出又は不正使用を防ぐため、労務管理上何か有効な対策はありますか。

日本と同じように、企業の営業秘密（中国語では「商業秘密」といい、知的財産権関連の秘密情報も含まれます。）は、中国においても不正競争防止法など法規により保護されており、営業秘密侵害行為に対しては民事責任、行政責任及び刑事責任の追及が法的救済手段として定められています。

また、従業員の秘密保持義務のためには、労働契約書、社内規則等において、秘密情報の範囲、義務期間、不正流出・使用の禁止、違反時の解雇その他の処分の措置、違約金等に関する約定をすることも有効な手段です。具体的には、まず、従業員全員に適用する就業規則等の社内規則、労働契約書サンプルに定め、そのうえで、経理、技術者、営業、マネージャー等異なる職種によって、個別の秘密保持契約を締結します。このような秘密保持契約の締結は、従業員の意識向上につながるとともに、将来の紛争解決にも役立つ点でも有効です。

更に、営業秘密が外部へ流出するのを防止するため、実際に会社の重要な秘密情報に接触する可能性がある職種の従業員（「高級管理職」「高級技術職員」等）との間で競業禁止契約を締結する方法も有効です。この契約によって、実際に会社の重要な秘密情報に接触する可能性がある職種の従業員に対して、退職後でも同種の業務を行う他の企業への就職及び同種の業務の起業を一定期間禁止することができ、従業員が同義務に違反した場合、企業が契約に基づいて違約金等損害賠償を請求できます。ただし、競業禁止義務を従業員に負わせる場合、下記の点に留意が必要です。

- ① 対象従業員は、高級管理職、高級技術職員等と限定されるため、従業員全体に対して競業禁止義務を負わせることはできません。
- ② 禁止義務期間は、2年間を超えてはなりません。
- ③ 禁止義務期間には、企業は毎月従業員に対して経済補償金を支払う必要があります。
- ④ 競業禁止義務の成立条件、経済補償金の計算基準などについて、明確な法規条文はなく、各地方の法規と実務に注意する必要があります。たとえば、上海市高级人民法院の意見では、経済補償金は退職直前の賃金の20-50%相当とされています。

Q5 上記の営業秘密保護に関わる部分もありますが、従業員の退職による損害の防止は、ほかに何か法的手段がありますか。

会社の従業員教育訓練の意欲を高めるために、企業の費用負担で研修を受けた従業員との間で、研修後のサービス期間を設定することが認められています。サービス期間とは、従業員の労働契約期間が終了しても、企業側に選択によって、サービス期間の終了時まで、労働契約期間の延

長をすることができる期間をいいます。従業員が自らの都合で服務期間に退職する場合、企業は、服務期間を定めた契約に基づいて違約金を請求できます。

服務期間の設定契約は、書面による必要があります。また下記の点も留意が必要です。

- ① 服務期間は研修後最長で5年間までとされています。
- ② 違約金は、企業が負担した教育訓練費用、出張旅費及びその他の直接費用の合計を超えてはなりません。また違約時点で残った服務期間の服務期間全体に対する割合によって調整されます。
- ③ 服務期間が設定された場合であっても、服務期間が設定されていない場合と同様の基準で労働報酬の引き上げを行わなければなりません。

Q6 法律以外には労働契約及び就業規則が企業人事の2本の黒柱だと思いますが、中国における就業規則の制定で何か注意すべきことがありますか。

日本と同じく中国でも、企業には、賃金・勤務時間、休暇、労働安全ほかの労働条件に関する事項、経営秩序、職場内での規律保持に関する事項等について規定する就業規則（いわゆる社内規則）を整備する権利及び義務があります。中国において就業規則を作成・修正・運用する際は、下記の点は特に注意が必要です。

- ① 労働者の密接な利益に直接関わる規則制度又は重要事項を制定、改正又は決定する場合は、従業員代表大会又は従業員全体で討議し、法案及び意見を提出し、労働組合又は従業員代表大会と協議を経て確定しなければなりません。また、それらの規則制度及び重要事項決定を公示又は従業員に告知する必要があります。
- ② 労働組合又は従業員には、社内規則について会社に異議を提起し、協議によって改正・改善する権利があります。
- ③ 就業規則の内容が法律・法規に違反している場合、労働行政当局から是正命令、警告を受けるのみならず、それによって従業員に損害をもたらした場合には賠償責任を負います。

<当事務所の連絡先>
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
東京都千代田区内幸町2-2-2
富国生命ビル（総合受付12階）
Tel: 03-5501-2111 Fax: 03-5501-2211
E-Mail: info@aplaw.jp
<http://www.aplaw.jp/>